

令和5年度第5回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については●で消しています

令和5年度第5回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和5年8月31日(木) 13:30～

2. 開催場所

川本町役場 会議室

3. 出席委員

1番 福谷 善彦 委員	2番 釜田 雄二 委員
3番 松田 美知子 委員	4番 柴原 かな 委員
5番 浅原 幸雄 委員	

4. 欠席委員

無し

5. 会議に付した議案等

議案第1号	川本町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)の協議について
議案第2号	公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出書について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請書について
議案第4号	農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
報告第2号	農地転用の工事完了報告書について

6. その他

7. 事務局

事務局長 竹下 征二

8. 議事

会長

今年の夏は猛暑が続きましたが、今年の稲刈りは例年より早い気がいたします。それでは、令和5年度第4回川本町農業委員会総会を開催いたします。出席者報告及び総会成立宣言を事務局よりお願いします。

事務局

本日、委員総数5名、出席者数5名、委任状0、欠席者数0名ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の出席が過半数に達していることから本総会が成立することを宣言します。

会長

議事録署名委員の指名ですが、本日は3番松田委員さん、4番柴原委員さんをお願いします。

3.4 番委

はい。

会長

本日審議していただくのは、議案5件、報告事項2件でございます。それでは議事に入ります。議案第1号 川本町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）の協議について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 川本町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）の協議について、ご説明します。資料3頁をご覧ください。令和5年8月24日付けで川本町長より川本町農業委員会宛てに協議書が提出されております。内容につきましては、事前に皆さんにお送りしております。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは、本町の農業施策推進において、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率かつ安定的な農業経営を育成することを目的に定めた構想です。

今回改正され、国から「人・農地プラン」から発展した「地域計画」を令和6年度末までに策定するよう指示がでており、策定において第一段階で本構想を改正する必要が出ております。

主な改正は、利用権設定等促進事業から地域計画推進事業への移行です。現在、個人相対で利用権設定しておりましたが廃止となり、令和7年4月1日から農地中間管理機構を通じた貸し借りが、農地法第3条申請により貸し借りをおこなうのかどちらかになります。

農地利用集積円滑化事業の終了に伴う改正では、円滑化事業は令和2年3月31日をもって終了しておりますので、削除しております。

また、この構想は平成26年に改正され、それ以降に改正されておらず、現状に沿った担い手の確保・育成に関する事項及び「農業経営の指標の例」を改正しております。

関係団体の改正は、現在は無くなっている川本町農業公社等の関係事項の削除をしております。

皆さんのご意見をいただき、ご意見が無いようでしたら進達として、意見書を提出させていただきますのでご審議のほど、よろしくをお願いします。

会長

ただいま事務局より説明がございましたが、事前にお配りされた資料は、お目通しいただいたでしょうか。何かご意見等ございますか。確認ですが主な改正で農業委員会に関係あるのが、令和7年4月1日からは農地中間管理機構の貸し借りとなり、川本町が農用地集積計画を充てられなくなります。農地中間管理機構を通さない場合は、農地法第3条での貸し借りとなりますが、長年、農地法第3条に基づいての貸し借りをおこなっていませんが、違いは何でしょうか。

事務局

農地法第3条は農業委員会で審議して許可を出しますので、集積計画と同じやり方です。

会長

農地中間管理機構は今までと同じやり方ですか。

事務局

先日、意見交換会をし、大部分はこちらの方で書類を作成し提出するカタチですが、基本的には中間管理機構でされます。

会長

今まで本町が農用地利用集積計画を作成し、公告していたのを中間管理機構が公告するということですね。中間管理機構を通さない場合とは、どのようなことが想定されますか。

事務局

想定されるのは、中間管理機構を通せば今より時間がかかるかも知れません。

- 会長 いまの利用権設定等申出書は、一枚の申出書での個人相対で、審査も厳しくないですが、農地法第3条になると記載する様式も多く審査も厳しくなります。利用権設定では、期限が切れると権利が所有者に戻ります。農地法第3条だと所有者に権利が戻らないと理解しているのですが、自動更新ではないのでしょうか。
- 事務局 3条の規定による許可申請書には設定期間の記載があるので、設定期間の期限が切れると継続する場合、再提出していただくかたちになると思います。詳細は確認しておきます。
- 会長 別添資料5頁から記載してある農業経営の指標ですが、この目標に向けて認定農業者の申請ができるというかたちですか。
- 事務局 もちろん認定農業者もですが、基本的には現状にされている農業経営体を記載しております。
- 会長 農業経営の指標の数値について、何かご意見ございますか。個別経営体の施設野菜の記載を外されている理由はありますか。
- 事務局 現状の個別経営体を記載しておりますので、変更は可能です。
- 会長 別添資料9・10頁の農業を担う者の確保及び育成に関する事項ですが、なかなか形に現れてない気がします。
- 事務局 どのようなことでしょうか。参考までに具体的にお願いします。
- 会長 就農相談会を定期的を開催するとありますが、定期的には開催はされているのでしょうか。
- 事務局 関西・東京方面に向けた相談会はコロナも落ち着いたので、今後開催する予定です。
- 会長 他にございませんか。無いようでしたら議案第1号 川本町農業経営基盤化の強化の促進に関する基本的な構想（案）の協議について、具体的に進められるようお願いいたします。
- 一同異議なし
- 会長 それでは議案第2号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出書について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 資料4頁をご覧ください。今回、令和5年8月1日付けで●●●●より町道田原絵堂線改良事業での廃土処理のため、農地の埋立の届出書が提出されております。場所は、川本町大字●●●●番、地目は田、面積●●●●㎡、所有者は●●●●さんです。改良事業につきましては、●●●●の●●●●さん宅から●●●●さん宅付近まで工事をしており、それに係る廃土処理です。廃土量は●●●●㎡、完了予定年月日は令和5年12月31日です。埋立後の土地の利用方法は、利用可能な状態として畑に戻すということで申請されております。資料5頁に平面図、資料6頁に埋め立て箇所横断図を掲載しており、下から2.5mくらいまで廃土予定です。資料7頁に農地図を掲載しており、県道から●●へ●●●●さん宅に行く付近の農地です。現地につきましては、資料8頁にあるように●●委員、●●委員と一緒に現地確

認をしております。
以上で説明を終わります。

会長 現地調査の報告をお願いします。

●●委員 現地確認をしましたが、道路より下がっており、長期間、耕作されていない状況ですが、木が生え茂っているようには見えず、残土置き場にして農地に戻すには何の問題も無いのではないのではないかと思います。

●●委員 田でも水路も畔も無く凹んでいる場所で、埋立して畑に戻すということですので、畑なら進入し易く、いいのではないかと思います。

会長 何かご質問等ございませんか。客土はどのようなものですか。

事務局 土は粘土質とはいかないですが、真砂土かと思えます。

会長 他にございませんか。無いようでしたら議案第2号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出書について、受理してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長 全員挙手ということで受理いたします。続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請書につて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号について、ご説明します。資料9頁をご覧ください。農地法第3条の申請書が提出されております。譲渡人は●●在住の●●●●さん、譲受人は●●在住の●●●●さんです。家も購入されており、それに伴い所有権移転です。申請地は川本町大字●●●●●●●●、田●●筆、畑●●筆の全●●筆、総面積●●●●●●㎡です。

●●さんは現在、勤めておられますが、ご夫婦ともに農業に興味がお持ちで、資料12頁に記載してあるとおり、譲渡人の●●さんから農機具等も引き継いで利用することになっております。また農業に関しては、家庭菜園される程度の初心者のため当面の間は、譲渡人の●●さんに教わりながら耕作を行う予定です。

場所は、資料16・17頁に写真図を掲載しており、●●から大邑農道を上がったところの家の周辺と●●●●●●の方から入ったところです。

現地につきましては、同じく●●委員と●●委員と一緒に現地確認を行い、資料18頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で説明を終わります。

会長 事務局より説明がございましたが、現地調査報告をお願いします。

●●委員 資料16頁の家の周辺はきれいに草刈りをされており、間違いなく耕作をされると思います。資料17頁は農地パトロールでもB判定ですが、ここは見通しもよく周りも殆ど耕作されてないです。この場所で耕作されるのを期待はしておりますが、すぐに耕作は難しいかと思うので徐々に●●さんの指導のもと、耕作していかれると思います。

●●委員 言われたように家のまわりは今すぐにでも耕作できる状況で、離れた農地は耕作できる状況ではないです。そこは周りも水稲されている田も少なく、少しずつ時間をかけて整理していけば耕作できるのではないかと思います。

- 会長 何かご意見・ご質問等ございませんか。現況が荒れている場所もあるようですが、写真図だと林野化しているように見えます。
- 委員 林野化しそうな農地はあります。最初から非農地として扱うのではなく、耕作者がこれからどのようにするのか考えてされるのではないのでしょうか。日当たりも悪くないので、耕地として活用できると期待しております。
- 会長 林野化している農地を将来、耕作されるかも知れませんが、譲受人がどのように考えているのか具体的に話していただけたらと思います。実際に耕作できないのであれば、最初から農地から外してもいいのではないのでしょうか。農地法第3条には全部効率利用要件があります。最初の段階で整理して3条申請を受付していけばいいかと思います。
- 他に無いようでしたら、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請書について、許可相当と認めてよろしいのでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。
- 全員挙手
- 会長 全員挙手ということで、許可相当と認めます。それでは議案第4号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 資料19頁をご覧ください。この議案第4号につきましては、前回の継続審議の案件です。申請者は●●●●さん、農地2筆を農地でない土地の証明願を提出されておられます。前回、非農地となる基準とは何かということでしたので、今回、非農地判断マニュアルを別添のとおりでございます。
- また資料21頁には、農地の現況写真を掲載しており、現地確認を●●委員、●●委員と一緒にしております。
- ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 委員 本来は、基本的に非農地にすることは反対です。この農地は谷の上の方にあります。●●さんは家の周りは荒らしたくないと言われていますが、非農地にすれば荒れて原野化するのを待つだけです。開墾して他の農地と合筆したところで草刈りするにも傾斜がきつすぎます。この場所に担い手が来るかどうかですし、20年経つと農業人口が半分になると言われております。先祖から受け継いだと言ったところで、農地パトロールではこのような場所によく耕作していたと思う原野化した放棄地を沢山見てきました。現況地目に合わせていってもいいのではないかと思います。ここについては、外してもいいのではないかと思いますのが私の意見です。
- 会長 現地確認の報告がございましたが、何かご質問等ございますか。私からお伺いしますが、この非農地判断マニュアルは農地法上と関連があるものではないですよ。農業委員会は農地法が大前提としてあります。申請者は耕作される気がないから非農地にしたくても、農地法第2条でどのようになっているのかであり、非農地判断マニュアルは耕作放棄地の法律となっており農地法とは異なります。これだと耕作される気無い方全員に非農地証明を許可することになります。
- 委員 耕作しないからと誰にでも非農地するとかではないです。基本的に非農地は反対ですが、場所や内容によって非農地証明を許可すべきです。
- 会長 今回の案件は、所有者からの強い要請があったからと解釈していたのですが。
- 委員 耕作するのが無理だとまず念頭にあり、場所的にも何年間も放棄地であり、耕作される方は現れないと思います。このまま放棄地でいるよりは原野に地目変更し

会長 全員挙手ということで承認いたします。それでは報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料2頁をご覧ください。今回、相続等の届出が2件提出されております。1件目、申請者は●●地区在住の●●●●さんです。●●●●さんは(故)●●●●さんの配偶者で、●●地区にある畑●●筆、総面積●●●●㎡を相続されております。

2件目、申請者は●●地区在住の●●●●さんです。(故)●●●●の息子さんで、●●地区にある田●●筆、畑●●筆、総面積●●●●●●㎡を相続されております。以上で説明を終わります。

会長 事務局より説明がございましたが、何かご質問等ございますか。無いようでしたら報告第1号 農地法第3条の2第1項の規定による届出書について、受理してよろしいですね。

一同異議なし

会長 それでは報告2号 農地転用の工事完了報告書について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料3 2頁をご覧ください。●●地区の●●●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●さんより農地転用の工事完了報告書が提出されました。転用の許可日は、令和3年8月20日です。転用目的は、事業用駐車場で尾原地区にある農地です。面積は●●●●●●㎡で、令和5年8月1日に工事が完了しております。

場所のつきまちは、資料3 3頁に農地図を掲載しておりますが、●●●●●●●●さんの会社付近で●●●●さんの農地を転用されておられます。

現地につきましては、資料3 4頁に●●委員と●●委員と一緒に現地確認をしております。

以上で説明を終わります。

会長 現地調査の報告をお願いします。

●●委員 申請から少し時間が経っていますが既に完成されており、車も何台か停めてあります。

●●委員 整備もされ完成されておりました。

会長 何かご質問等ございますか。令和3年から時間が経っている理由は何ですか。

事務局 確認したところ、コロナやウクライナ情勢のため資材費・燃料費高騰があり落ち着くのを少し待っていたが、落ち着きが見られないので工事を始めたそうです。

会長 そのような場合、本来なら延期願を提出されるべきではないでしょうか。

事務局 そうだと思います。次回からそのようしていきます。

会長 今後も注視していただけたらと思います。それでは報告第2号 農地転用の工事完了報告書について、受理してよろしいでしょうか。

一同異議なし

会長 「その他」があればお願いします。

「その他」

◇次回総会の開催日について

令和5年9月28日 13:30～大会議室

会長

それでは令和5年度第5回川本町農業委員会総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者
